

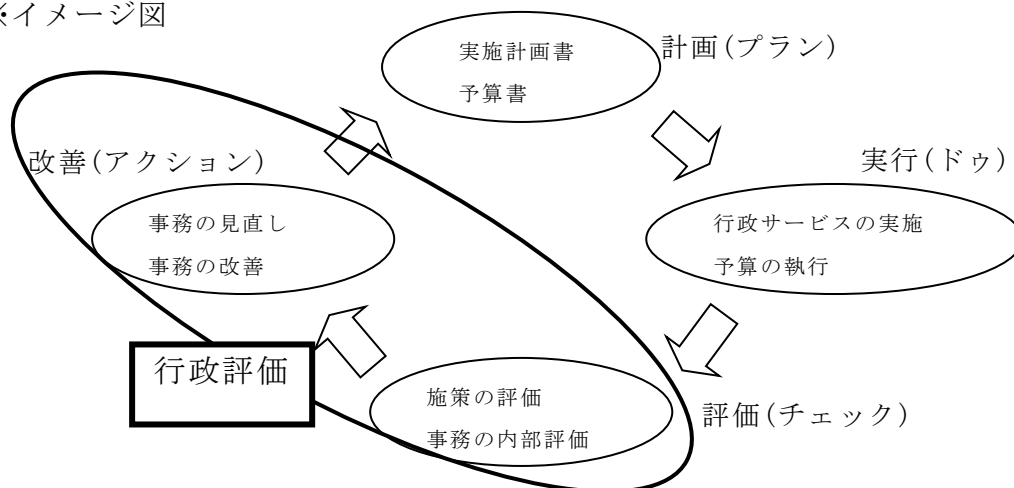
## 平成30年度 日高市外部評価の実施について

## 1. 行政評価制度

「第5次日高市総合計画」では、「進捗状況の確認手法の確立」を基本方針の一つに掲げ、その手法として行政評価制度を導入し、客観的に評価を行うことで、PDCAサイクルにおける「チェック」としての役割と「アクション」としての行財政運営の改善につなげています。

行政評価では、「計画的、効率的な行政運営の実現」、「財政基盤の確立・強化」、「市民と行政の協働体制の確立」の視点で、すべての事務事業をチェックし、翌年度以降の実施計画の策定と予算編成に生かしています。

※イメージ図



## 2. 行政評価の区分

## (1) 内部評価

内部評価は、事務事業評価と施策評価に分けられます。

内部評価の結果については、「行政評価書」として公表をしています。

## ①事務事業評価

施策に関連する事務事業について、市が実施した成果を基に、評価すべき事項、改善すべき事項を明らかにするため、事務事業担当課が評価を行います。

点数化によるランク付けを行うとともに、総合的視点からの評価を明記しています。

## ②施策評価

事務事業の成果及び評価を基に、当該施策を主に担当する部長が政策評価を行います。

施策目標に対する主な成果と課題、今後の方向性を明記しています。

## (2) 外部評価

上記(1)の内部評価に加えて、市民への説明責任を果たすことを目的に、内部評価を補完するものとして位置付けています。

日高市では、平成24年度から試行的に導入し、翌25年度に本格導入を行い、会議形式の市民(第三者)による評価を実施してきました。

平成28年度から第5次日高市総合計画後期基本計画が開始したことに伴い、新たな施策及び事務事業に変更したことから、今までの外部評価の方法について精査を行い、更に市民目線の評価及び意見を取り入れるために、平成29年度から日高市市民参加条例に基づく市民コメントの導入や、評価対象事務事業の増加等といった評価方法へと見直しました。

外部評価の評価員及びアドバイザーとして、連携協定を締結している駿河台大学の法学部教授に委託を行い、事務事業の選定、結果のまとめ及びアドバイスをお願いしています。

主な内容としては、対象年度ごとに「テーマ」を定めて、複数の事務事業の選定を行い、市民(第三者)が評価を行います。

外部評価実施後は、結果をまとめて公表しています。

## 3. 外部評価の実施について

## (1) 対象事務事業

テーマ	事務事業名	担当課
窓口	税務証明事務	総務部税務課
	旅券事務	市民生活部市民課
	収入証紙等売りさばき事務	会計課
情報	広報ひだか発行事務	総合政策部市政情報課
	趣旨普及事務	健康推進部健康支援課
	議会会議録調製等事務	議会事務局
	選挙啓発事務	選挙管理委員会事務局
子ども	遠足の聖地プロジェクト事業	市民生活部産業振興課
	安心出産支援事業	健康推進部保健相談センター
	学校給食事業	教育部教育総務課

## (2) 実施方法

- ①外部評価員、日高市行政経営審議会の委員及び市民コメントにより、対象事務事業に対し、評価すべき事項又は改善すべき事項について意見書の提出を求めます。
- ②各事務事業に対する意見書に基づき、関係各課で回答書を作成します。
- ③回答書は、意見書の提出者に送付します。

## (3) 評価結果

外部評価の結果は、外部評価員がまとめ、公表します。